

19川監公第14号
平成19年9月12日

川崎市職員措置請求に係る監査の結果について（公表）

平成19年7月20日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

○
川崎市監査委員 鹿川 隆
同 奥宮 京子
同 岩崎 善幸
同 宮原 春夫
○

C

O

(別紙)

19川監第346号

平成19年9月12日

中	鳴	功	様
小	林	實	様
山	口	信	様
扇	一	正	様
石	渡	信	男

川崎市監査委員	鹿	川	隆
同	奥	宮	京子
同	岩	崎	善幸
同	宮	原	春夫

川崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

○ 平成19年7月20日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

C

O

監査の結果

[請求の内容]

第1 請求人

住所、職業、氏名（略）

第2 請求書の提出日

平成19年7月20日

第3 請求の要旨

平成19年7月20日付け川崎市職員措置請求書及び事実証明書の標目は別紙参考資料のとおりであるが、上記川崎市職員措置請求書及び事実証明書並びに請求人の陳述内容を踏まえると、請求の要旨は次のとおりと解される。

1 監査請求の対象行為及び経過

(1) 平成4年2月ころ、高津区役所建設センター（ただし、当時は土木局高津土木事務所である。以下「高津建設センター」という。）職員により、下水道工事に伴う土地境界査定（復元）が行われた。

その結果、高津区子母口富士見台古墳の南側面市道（子母口富士見台第13号線及び第15号線）の交差地点において、双方の市道（以下「本件市道」という。）とこれに隣接する高津区子母口54番〇〇所在の私有地（現在は無蓋駐車場となっている。以下「本件私有地」という。）との2本の境界標（以下「本件境界標」という。）が埋設され、現存している。

本件市道と本件私有地は「法」（のり）で接し段差があり、本件境界標の埋設位置は「法上」（のりうえ）となっている。

なお、本件私有地は、昭和31年に本市が分譲したものである。

(2) 平成9年12月に本件市道及び本件私有地周辺での境界査定（復元）が行われた際に、近隣住民が、本件境界標の位置が本来の境界の位置と異なると指摘したところ、高津建設センターは、昭和31年の分譲図等をもとに、境界標を確認するため掘り返した。その結果、「法下」（のりした）に分譲当時の境界杭が埋設されていた。

(3) その後、平成13年4月ころから、子母口富士見台町内会は繰り返し口頭及び書面により、本件境界標の撤去及び安全防護柵の設置を求めてきたが、川崎市建設局及び高津建設センター（以下「市建設局」という。）の対応は遅々としている。

2 違法又は不当であるとする理由又は根拠

(1) 高津建設センターは、土地登記簿謄本の添付書面（関係図面等）を確認することなく、道路図面を改ざんしている。

- (2) 高津建設センターは、本来の境界と異なる誤った位置に本件境界標を埋設したものである。本件境界標によれば、本件私有地の面積は登記簿面積を上回る状況となり、高津建設センターは、本件市道の一部が不法占拠又は不法領得されていることを許容している。
- (3) 高津建設センターは、注意義務を怠って本件境界標の埋設等をしたが、町内会から埋設位置の是正等に関する要請を受けた後、5か年余りが経過している。
- (4) 平成15年9月26日付け川崎市長名の町内会あて回答文書中に「昭和31年の分譲図面を捜した結果、分譲図が見出されたので、道路台帳平面図と分譲図をもとに境界標の位置の確認のため掘り返したところ、^{のり}法下に分譲当時の境界杭が埋設されているのが判明しました。(中略) 筆界が法上^{のり}でなく法下であることを再確認しました。」などの記載があり、市建設局も本件境界標の誤りを認めている。
- (5) 高津建設センターは、本件境界標の埋設位置について、平成4年の下水道工事に伴う境界査定(復元)時に関係土地所有者と立会い確認した結果と説明しているが、当時、現地に立会い確認した地域住民は不存在で、境界立会承諾書の内容は事実無根で捏造されたものであり、また欺もうによる承諾書での和解行為は無効である。
- (6) 市建設局は、本件私有地の前所有者(以下「本件前所有者」という。)との和解(合意)の経緯があるため打つ手がないとの弁明に終始しているが、このような弁明は非合法である。なお、隣接土地所有者間の合意のみでは公法上の境界を確定できないとの最高裁判例がある。
- (7) 近隣住民は、過去に何度も本件前所有者側に境界線が「法下」であることを指摘しており、本件前所有者側は市道との境界線が「法下」であることを承知していたはずで、現況の「法上」での承諾書に押印したことは高津建設センターに対する欺もう行為である。

3 本市の被った損害

- (1) 本件市道の一部が本件私有地の現所有者(以下「本件現所有者」という。)により不法占拠又は不法領得されている状態が継続することにより、市有財産が侵奪されている。
- (2) 本件に対する市建設局の人的・動態的関与は多大で経済的負担が生じている。
- (3) 本件市道の一部が本件私有地により侵食されていることが原因で、過去に車両事故等が発生し、消防車・救急車の出動事例がある。
- (4) 不法占拠の状態が今後も継続すると、本件現所有者又は本件現所有者から本件私有地を譲り受けた第三者に対し、本件市道の一部の所有権が移転し、市有

財産を失うおそれがある。

4 講ずることを求める必要な措置

- (1) 法令違反である「法上」の本件境界標を早期に撤去すること。
- (2) 本件和解は本件前所有者側の欺もう等によるもので、法令（地方自治法）の規定を検討・援用するなどして、本件境界標の位置を修正し、本件市道の侵奪状況を早急に是正すること。本件現所有者が境界標の「法下」への是正に立ち会わないときは、第三者（例えば国・県・他市・その他の専門委員会）に立会い、確認させるなどの方法により、境界標の位置の是正を履行すること。
- (3) 本件市道と本件私有地との間の安全防護柵・土留めの仮工事について、境界標を「法下」とした上で本格的な工事を履行すること。
- (4) 不法占拠されている本件市道の一部が時効取得されないよう取り組むこと。
- (5) 周辺公園等の自然環境や景観の保全を図ること。

添付資料 現地（位置）案内図ほか7点 (略)

[結果]

第1 請求の受理

本件措置請求は、前記「請求の要旨」の理解に基づき、所定の要件を具備しているものと認め、平成19年7月20日付けでこれを受理し、監査対象局を建設局及び高津区役所とした。

第2 監査の実施

1 現地の確認

平成19年8月9日、監査委員4人全員で現地を調査し、本件市道、本件私有地等の確認を行った。

2 請求人の陳述

監査実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づき、平成19年8月15日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、建設局及び高津区役所の関係職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

3 関係職員の陳述

平成19年8月15日、関係職員から陳述の聴取を行った。

関係職員の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

4 関係人の調査

法第199条第8項の規定に基づき、本件現所有者に対して、平成19年8月16日に文書で照会を行ったが、回答は得られなかった。

5 監査対象事項

法第242条第1項に基づく住民監査請求の対象となる財産の管理とは、公有財産の「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」とされている（最高裁判所平成2年4月12日判決参照）。「違法又は不当に財産の管理を怠る」とは、誠実な管理執行義務（法第138条の2）等に反するような、ずさんな管理を指すものと考えられている。

本件措置請求には、安全防護柵施工等の安全対策や景観保全を求める内容なども含まれているが、これらは、公有財産を一定の公の目的を実現するために支障のない状態に維持する公物管理行為すなわち行政上の管理に該当するもので、財務会計上の財産管理行為には該当しない。

したがって、本件措置請求書の内容並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 本件市道は不法占拠又は不法領得されているか。
- (2) 本市は違法又は不当に財産の管理を怠っているか。

第3 監査の結果

1 請求人の陳述

陳述の際、請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 市側も正しい境界は「法下」と認めている。
- (2) 地域住民と高津建設センターとの折衝は5か年以上に及ぶが、人事異動がある度に話が振り出しに戻り、非常に無駄な時間を費やしている。また、高津建設センターの職員の本件の解決に向けての取組姿勢に疑問を持つ。
- (3) 本件市道の交差地点のすみ切り部分に本件私有地へ降りるための階段（以下「本件階段」という。）があるが、それは本件前所有者が設置したはずである。なお、平成4年の境界査定（復元）当時は、本件私有地には、まだ家屋が建っていたと思われる。

2 監査対象局の説明

陳述の際、関係職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

なお、説明時に、道路台帳図、分譲時の分筆図、平成4年、9年及び13年の土地境界査定書類、現地写真（現況及び分譲時の杭）、経過一覧、現地境界点使

用測量図、分譲時の排水計画図等の資料の提示があった。

(1) 道路管理の概要について

本市は、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する国土交通大臣が指定する区間を除く国道のほか、県道及び市道の合計約2,400kmの延長を管理している。この道路を適正に管理し、市民に安全かつ快適に利用してもらうため、本市の道路管理範囲を明確にすることを目的として、土地境界査定業務及び道路台帳整備業務を行っている。

(2) 土地境界査定業務について

道路と民有地との境界を明確にする土地境界査定業務を土地境界査定取扱規則（昭和27年川崎市規則第10号）に基づき行っている。

土地境界査定の流れは、次のとおりである。

- ア 土地境界査定申請（申請先は、各区役所建設センター）
- イ 申請の受付及び申請手数料の徴収
- ウ 地積測量図の有無や公図などの関係資料の検討及び現地調査
- エ 土地境界の管理者案の作成
- オ 申請人や関係土地所有者との現地での立会協議
- カ 協議が成立すると、申請人及び関係土地所有者から承諾書（署名、押印済み）の受領
- キ 境界杭などの設置
- ク 測量成果などを道路台帳図に記載

なお、道路台帳図は、道路法第28条に基づき作成される道路の区域の境界線、道路幅員、町丁名などを記載している図面である。

(3) 措置請求対象地の概要について

- ア 本件市道は、昭和31年に当時の本市住宅課が子母口富士見台団地を分譲した際に、当時の本市土木課に道路として移管された土地であり、昭和33年10月21日付けで道路認定して市道となったものである。
- イ 本件私有地は、前記の分譲時に本件前所有者が宅地として取得した土地で、当時の登記面積は244.49m²となっており、宅地分譲図上は「法面」（のりめん）を含まない土地となっている。平成15年の民地測量結果によると、「法面」を含まない場合には256.66m²、「法面」を含む場合には280.12m²となっている。
- ウ 本件市道について、昭和33年の道路認定、道路区域の決定及び供用の開始は、いずれも幅員4mとなっており、昭和40年代に認定幅員を確保する形で「法上」を境界とする道路台帳図が作成された。その後、平成4年の下

水道工事に伴い土地境界査定申請があり、本件私有地と本件市道との境界を「法上」として本件前所有者の承諾を得た。

エ 平成9年に、本件私有地と市道子母口富士見台第15号線（以下「市道第15号線」という。）沿いに隣接する土地の所有者から土地境界査定申請があり、本件私有地について、分譲時の図面や公図等と現地を比較し検討した結果、本件市道との境界は法下にあると判断できたため、現地を調査し、「法下」の本件階段両脇を掘り返したところ、分譲時のものと思われる杭が見つかったため、本件前所有者側に「法下」での境界承諾を求めたが、同意は得られなかった。

さらに、平成13年に地元住民から防護柵設置要望があり、再度本件現所有者と現地立会いを行ったが、承諾は得られなかった。

その後、平成15年に地元住民から「法上」の境界を「法下」に変更すること及び防護柵の設置要望があり、平成17年に道路通行上の安全確保のため、本件現所有者に事前の通知を行った上で仮設防護柵を設置した。上記仮設防護柵は「法上」にあるが、これを支える構造物が「法面」に設置されている。なお、本件現所有者が「法下」が境界であることを認めていないため、仮設の防護柵にとどめ、現在に至っている。

引き続き、本件現所有者に境界の変更を求めていたが、現在まで承諾は得られない状況である。

オ 本件階段の設置者は不明である。また、「法面」下の本件私有地沿いには側溝があるが、これは、分譲時の排水計画図によれば、本件私有地を造成・分譲した際に、本市が設置したと考えられる。

(4) 監査請求に対する本市の考え方について

本市は、昭和33年から本件市道を道路として認定、管理しており、その幅員は4mで告示されている。

平成4年の土地境界査定では、境界を「法上」としていた道路台帳図をもとに道路幅員4mを確保する形で「法上」を境界と考え、本件前所有者の承諾を得たものである。

しかしながら、その後の現地調査や分譲時の図面、公図等から、本来の土地境界は「法下」にあると判断し、境界の変更を再三要請している。これまで境界変更の承諾を得ることができない状況にあるが、法面部分は仮設防護柵設置のため本市が構造物を設置しており、事実上占有して管理している状況であり、境界変更の承諾を得られないことをもって違法、不当に財産管理を怠っているものではないと考えている。ただし、本件階段付近は、駐車場への出入口を確

保するため、仮設防護柵は設置していない。

本市としては、引き続き、「法下」の境界を土地境界として確定するため、本件現所有者と粘り強く協議を行っていきたいと考えている。

3 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類や現地の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 関連する土地について

本件市道及び本件私有地の地積、所有者等について、平成19年8月2日、登記事項証明書等により調査したところ、末尾の「土地調書」のとおりであった。

(2) 本件措置請求に係る土地境界の査定に関する事務分掌及び関連規定について

ア 事務分掌

本件措置請求に係る土地境界の査定に関する事務は、高津建設センターの管理課及び建設局土木管理部管理課が担当である。

区役所建設センター管理課は、道路、河川及び水路の境界確認及び権原調査に関することが事務分掌とされ、土地境界査定業務の実務を担っている。

建設局土木管理部管理課は、道路、河川及び水路の境界確認及び権原整理に関することが事務分掌とされている。

イ 土地境界査定取扱規則における境界査定の実施等に関する規定は、次のとおりである。

(趣旨)

第1条 道路、河川、水路、堤とう敷その他市有地と民有地との境界（以下「土地境界」という。）査定は、別に定めるものの外この規則の定めるところによる。

(土地境界確認の申請)

第2条 土地境界の確認を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、土地境界査定申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、当該個所の公図写を添付して市長に提出しなければならない。

(査定前の調査、査定の実施等)

第3条 市長は、土地境界査定申請書を受理したときは、申請に係る土地に関する必要な事項及び隣接地の所有者を道路台帳、公図、登記事項証明書等により調査し、速やかに土地境界査定を実施するものとする。

2 前項の規定による調査を行い、速やかに査定を実施できない場合は、その理由を申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による査定のほか、市長は、道路等の管理上必要が生じた場合は、土地境界査定を実施することができる。この場合において、当該境界査定については、第1項並びに次条及び第5条の規定を準用する。

以下(略)

(3) 道路台帳について

道路管理者は、道路法第28条の規定に基づき、その管理する道路の台帳を調製、保管しなければならず、道路台帳は調書及び図面をもって組成される。図面は、道路の区域の境界線、道路幅員、町丁名等を記載しているものである。

本市では、昭和34年の道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）の改正とともに道路台帳図の作成に着手し、昭和52年までに、おおむね全市域にわたって整備している。その後も、道路の認定、廃止、区域の変更などの道路法の手続に伴い、隨時、道路台帳図に記載された境界線の抹消や加筆を行っている。

(4) 本件市道の概要について

道路台帳による本件市道の概要については、次のとおりである。

ア 子母口富士見台第13号線

区名	高津区
道路の種類	市道
路線名	子母口富士見台第13号線
道路管理者	川崎市
認定年月日	昭和58年8月11日
区域決定年月日	昭和58年8月11日
供用開始年月日	昭和33年10月21日
道路の幅員	4.00m
路線の延長	74.38m
道路の敷地の面積	307.58m ²
その他特記すべき事項	旧路線名 子母口第140号線 昭和33年10月21日供用開始 幅員4.00m

イ 子母口富士見台第15号線

区名	高津区
道路の種類	市道
路線名	子母口富士見台第15号線
道路管理者	川崎市
認定年月日	昭和58年8月11日

区域決定年月日	昭和58年8月11日
供用開始年月日	昭和58年8月11日
道路の幅員	4.00m~4.80m
路線の延長	92.25m
道路の敷地の面積	425.53m ²
その他特記すべき事項	旧路線名 子母口第137号線 昭和33年10月21日供用開始 幅員4.00m

(5) 本件私有地について

本件私有地は、「川崎市子母口造成団地土地分譲」として、昭和31年に分譲されたもので、当時、本件私有地を含む周辺一帯を、本市が造成して分譲している。約50年前に実施された分譲であることから、現在確認できる当時の資料は、譲渡契約書、分譲時の分筆図、排水計画図など極めて限られているが、これらの資料、現地確認の結果並びに請求人及び関係職員の説明から、下記の事項が認められた。

ア 本件私有地は、登記事項証明書及び旧土地台帳（写し）によると、昭和31年2月20日の売買を原因として、昭和31年9月11日付で川崎市から本件前所有者への所有権移転登記が行われている。

なお、本件私有地の川崎市造成宅地譲渡契約書及び閉鎖登記簿謄本では、地積は73.96坪（登記上では、後に244.49m²に書替）となっている。分譲時の分筆図（三斜求積図）に記載されている数値（尺貫法による表示）により求積すると、上記地積と一致する。

イ 本件私有地は、登記事項証明書によると、平成7年の相続を原因として、平成12年6月9日付で本件前所有者から本件現所有者へ所有権移転登記が行われている。

ウ 分譲地内の道路敷（本件市道を含む。）は、昭和31年10月1日付で、当時の建設部住宅課から同部土木課（現建設局土木管理部管理課）へ移管されている。

エ 本件私有地は、本件市道に2辺を接するほぼ長方形の形状の土地であるが、現在、更地となっており（更地となった時期は特定できなかった）、11台が利用可能な無蓋の月極駐車場となっている。

ただし、平成19年8月2日現在、登記上は建物が残っている。登記事項証明書によると、昭和31年11月8日付で、本件前所有者を所有者とする所有権保存登記が行われている。

オ 本件階段前の本件市道の交差地点のすみ切り部分の路面上に本件境界標である2本の境界石が埋設されている。これは、道路台帳図と符号している。

また、「法下」の本件階段両脇にある境界杭は、埋もれているため現認できないが、境界杭上に、2本のラバーポールが現存している。なお、このポールは、平成17年10月、高津建設センターが仮設防護柵を設置した際に、併せて設置したものである。

カ 本件階段の設置者については、請求者は本件前所有者と説明し、市建設局は不明と説明しているが、その真偽については確認不能であった。

キ 本件階段を降りたところに門柱及び門扉があり、門柱には本件前所有者の表札が掛かっており、門扉は駐車場利用者が出入のために使用していると思われる。

また、本件土地の外周（「法下」部分）には、一部を除き四方にフェンスが設置されている。

門扉、門柱及びフェンスの設置時期は不明であるが、その様態から、本件前所有者が本件建物に付随して設置したものと考えられる。

ク 上記フェンスのうち、本件市道側の2辺には、フェンス外側に側溝が設置されている。この側溝については、分譲時の排水計画図に「宅地造成費含む」との記載があり、関係職員の陳述時の説明では、本市が設置したものと考えられることであるが、現在は使用されていない。

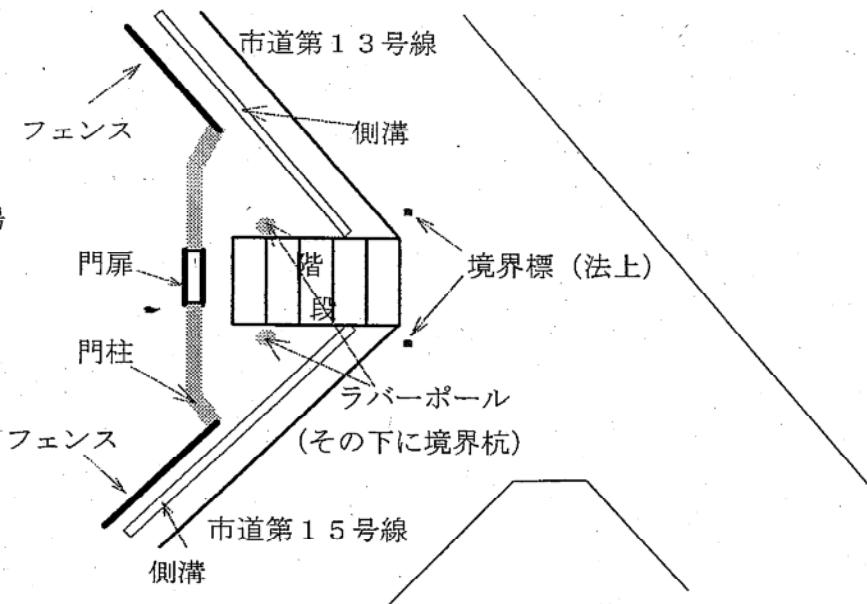
ケ 本件私有地と本件市道との間の「法面」部分には、高津建設センターが設置した土留め及び仮設防護柵がある。上記仮設防護柵は「法上」にあるが、これを支える構造物が「法面」に設置されている。

なお、5年前に撮影された写真では、仮設防護柵が設置されている部分は、未舗装であった。

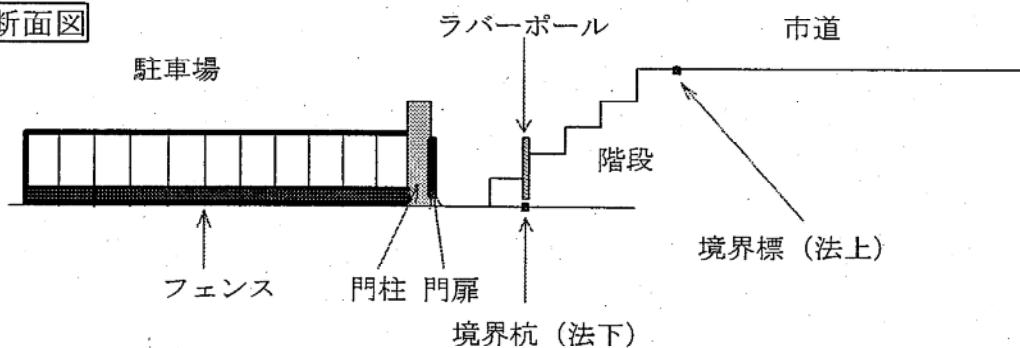
コ 市道第15号線側沿いの隣接地側に、駐車場の出入口が設置されている。

本件市道と本件私有地には段差があることから、H字鋼で支えられた鋼板が架設されていて、その下には階段の一部であったコンクリートが残存している。なお、この鋼板等は、市建設局によると、本市が設置したものではないとのことである。また、鋼板の一部は市道第15号線に掛かっているが、本市は設置について許可していないことである。

平面図



断面図



(6) 本件私有地に係る土地境界査定の経過等について

本件市道及び本件私有地の境界に関して現在確認できる最も古い道路台帳図は、昭和46年時点の道路台帳図とのことである。当該台帳図においては、境界は「法上」となっている。

ア 個人申請及び下水道工事に伴う境界査定（平成4年）

この境界査定は、個人申請の境界査定（復元）及び周辺の下水道工事に伴う境界査定（復元）を併せて実施したものである。関係書類によると、申請地の所在は、「川崎市高津区千年230～267-3、子母口54-43～101-10」などで、広範なものとなっている。

上記境界査定結果を反映した道路台帳図においては、本件私有地と本件市道との境界は、昭和46年時点の道路台帳図と同位置となっている。

なお、平成4年2月4日付けの承諾書には、本件前所有者の署名、押印の他に、本件私有地周辺の土地所有者の署名、押印も認められた。

イ 個人申請に伴う境界査定（平成9年）

本件私有地と市道第15号線沿いに隣接する土地の所有者から境界査定（復元）の個人申請があった。関係書類には、「子母口富士見台15号線について」は、本件前所有者側の「スミ切り部分のポイントが、富士見台分譲図と現在確定している台帳図の位置が合わない為、立会を行なったが、分譲図の位置では承諾を得られず、台帳図通りで処理しました。その他の箇所は、（中略）、関係土地所有者立会の上決定しました。」との記載がある。

また、平成9年12月12日付けの承諾書には、本件前所有者側の署名、押印は認められなかった。

ウ ガードレール等設置に伴う境界査定（平成13年）

近隣住民によるガードレール等設置要請に対応するため、本件私有地の境界査定（復元）が行われた。関係書類には、「立会を行うが、所有者は、もう、決定済個所で現地境界標もあるので位置の変更には応じないとのこと。H10年1月にも同じ立会を行うが上記と同じで応じてくれなかつた。」との記載がある。

（注）境界査定（復元）とは、一度確定した箇所の境界査定である。

（7）本件私有地の境界について

分譲時の分筆図及び公図上で示されている土地の形状、登記簿上の面積と分譲時の分筆図及び譲渡契約書の面積が一致していること、平成9年の現地調査において「法下」の本件階段両脇に分譲時のものと思われる杭が見つかったこと、本件私有地の周囲のフェンス、門柱及び門扉の位置、フェンス外側の側溝を設置・管理してきたのが本市であること、本件前所有者及び本件現所有者が「法面」の管理ないし修理を行っていたとは思われないことを総合すると、本件私有地と本件市道が設置されている高津区子母口54番174及び54番171の土地（末尾の「土地調書」参照）との境界は、「法下」である可能性が高い。

なお、関係職員の陳述時に提示があった平成15年作成の現地境界点使用測量図によると、本件私有地の地積は、下記のとおり、その境界が「法下」、「法上」のいずれであっても、登記上の地積を上回っており、「法下」と「法上」の差（「法面」の地積）は、23.46m²となっている。

登記 244.49m²

法下 256.66m²

法上 280.12m²

上記3(5)アに記載したとおり、登記簿上の地積は、分譲時の分筆図（三斜求

積図）と一致するものであるが、上記分筆図は昭和31年当時の測量技術によるものであるため、「法下」を境界として測量した地積に約12m²の誤差が生じたものと考えられる。

4 監査委員の判断

上記3(7)に述べたとおり、本件私有地と本件市道が設置されている高津区子母口54番174及び54番171の土地との本来の境界は「法下」である可能性が高い。この点、市建設局も、「法上」で境界を確認した平成4年の境界査定（復元）（以下「本件査定」という。）が誤りであり、平成9年の現地調査においてその誤りを認識したことを認めているところである。

本件措置請求は、上記を前提として、平成13年以降の請求人からの要請に対する市建設局の対応に問題があり、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に、に該当すると主張し、境界標の是正等を求めるものである。

本件措置請求では本件査定が問題となるが、その行為（誤った境界査定）から1年以上経過し、平成15年9月26日付けの本市からの回答文書により請求人が上記誤りを知り得た時を起算点としても、既に相当の期間が経過している。したがって、財務会計行為のあった日から原則1年の請求期間を定めている法第242条第2項の規定により、本件査定自体を対象として、「違法又は不当な財産の取得、管理及び処分」に当たるか否かを監査することはできない。また、本件査定が違法、無効な行為であることに基づく是正措置を行わないことをもって、財産の管理を怠るとする措置請求についても、同様に、法第242条第2項の規定により監査することはできない（最高裁判所昭和62年2月20日判決参照）。

ただし、現時点において、本件市道が不法占拠又は不法領得されている状況にあるか、不法占拠又は不法領得されているとするならば、それに対する本市の対応に違法又は不当に財産管理を怠る事実が存在するかについては、住民監査請求の対象として適法であるため、上記3に記載した事実関係の確認等に基づき、この点につき判断する。

(1) 境界について

ア 道路管理に関しては、道路境界（道路法が及ぶ範囲を定めたもの）と財産境界の少なくとも二つの概念があり、両者は必ずしも一致するものではない。

イ また、一般的に境界には、公法上の境界（筆界）と私法上の境界（財産境界）の二つの概念がある。

公法上の境界（筆界）は、表題登記がある一筆の土地とこれに隣接する土地との間に、当該一筆の土地が登記されたときにその境を構成するもととされた2以上の点及びこれを結ぶ直線である。

請求人も主張しているように、公法上の境界（筆界）は隣接地当事者間の合意で決めるることはできないとされている（最高裁判所昭和31年12月28日判決参照）。

他方、私法上の境界（財産境界）は、所有権に基づき、隣接地当事者間で合意された境界線である。そして、合意で決められた境界線が、真実の境界線と相違している時は、特別な意思表示がない限り、両境界線（合意による境界線と真実の境界線）に挟まれた土地は一方から他方へ譲渡される暗黙の合意がなされていると認めるのが相当であるとされている（大阪高等裁判所昭和38年11月29日判決参照）。

（2）平成4年の境界査定

ア 本件査定においては、「法上」で境界を確認し、平成9年に分譲時の境界杭が「法下」に埋設されていることが判明したものである。

上記2(3)ウに記載の事情により、本件市道は現状の幅員4mで認定、供用されており、昭和40年代に作成された道路台帳図上では「法上」が境界となっていたことから、それを前提に本件査定を行ったのが実情と考えられる。高津建設センターが、昭和31年の分譲時の分筆図を調査することなく「法上」とした管理者案を本件前所有者に示し、承諾を取り付けたことは、当時、大量の境界査定業務を限られた人員で行っていた事情があるにせよ調査不足の感は否めない。

イ 平成4年2月4日付け承諾書を見分したところ、当時の本件私有地の周辺土地所有者の承諾の意思を示す署名・押印もあった。

したがって、立会い確認した地域住民は不存在で、当該承諾書の内容が事実無根の捏造であるとの請求人の主張については、それを裏付ける証拠もなく、認めることはできない。

ただし、上記の立会いの際に、高津建設センター職員が周辺土地所有者に承諾を求める内容をどのように説明したかは不明である。承諾書に承諾の署名・押印している事実をもって、周辺土地所有者が本件境界標の位置を承諾したとまでは断定できない。

ウ 本件境界標は、本件査定手続において、川崎市長及び本件前所有者が境界線を合意し、その結果、埋設されたものである。

道路の境界査定は、上記の道路管理に関する二つの概念のうち道路境界のみを定めるものではなく、財産境界も同時に確定するものであり、査定手続における協議は私法上の契約であると解される（東京地方裁判所昭和56年3月30日判決参照）。本件査定に関しては、無番地、国有財産を敷地とす

る市道など特別な事情もないことから、本件査定により、道路境界のみならず、本件市道が設置されている高津区子母口54番174及び54番171の土地と本件私有地との財産境界も同時に確定したものと推定される。上記4(1)イに記載したとおり、本件査定手続において合意した本件境界標の位置が、本来の境界（筆界）と異なる位置であったとしても、そのことのみで合意した本件境界標を否定することはできず、本件査定による境界線と本来の境界線との間の土地である「法面」の所有権は、本市から本件前所有者へ暗黙のうちに譲渡されたと解される。

(3) 不法占拠又は不法領得の有無について

ア 上記3(5)に記載したフェンス、門柱及び門扉並びに仮設防護柵の構造物が「法面」に設置されている現状からは、本件階段部分と駐車場出入口の鋼板部分を除き、現在、本件現所有者が「法面」の土地を占有している状況はない。

なお、本件査定の効力いかんにかかわらず、駐車場出入口の鋼板部分の端は、本件市道の一部を不法に占有しているものである。

イ 本件査定によって、「法面」の所有権は本件前所有者に譲渡されているため、現状では、本件現所有者が「法面」を不法に領得しているものではない。

ウ 時効取得の点については、本件階段部分と駐車場出入口の鋼板部分を除き、本件現所有者が「法面」の土地を占有している状況はないため、本件階段部分と駐車場出入口の鋼板部分を除く部分については、時効取得のおそれはないと考えられる。

(4) 財産管理の違法性又は不当性（財産の管理を怠る事実）について

ア 「財産の管理を怠る事実」とは、「公有財産を不法に占用されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等」とされている（行政実例昭和38年12月19日）。

前記(3)アに記載のとおり、本件階段部分と駐車場出入口の鋼板部分を除き、現在、本件現所有者が「法面」の土地を占有している状況はない。また、前記(3)イに記載のとおり本件現所有者が「法面」を不法に領得している事実もない。

したがって、これを前提とすれば、本市において財産の管理を怠る事実があるとはいえない。

イ もっとも、本件査定は、本件私有地と本件市道が設置された市有地である高津区子母口54番174及び54番171の土地の本来の境界（筆界）と一致させるべきものであり、本件境界標は、高津建設センターが本来の境界

(筆界)の位置を誤って判断したことにより埋設されたものである。すなわち、本件査定手続による境界線の合意は、その前提である筆界の位置について本市に錯誤があったものである。本件査定について民法（明治29年法律第89号）第95条に基づき錯誤無効の主張が認められるかについては、諸説あり得るところであるが、本市において訴訟提起し錯誤無効の主張を行えば、これが認められる可能性もある。

そして、仮に、本件査定が錯誤により無効であると認められれば、「法面」は本件査定時にさかのぼって本市の所有となり、本件階段部分と駐車場出入口の鋼板部分について、本件現所有者が「法面」を不法に占有している状態となる。

しかしながら、本市が本件査定について錯誤無効を主張して境界標の位置を是正しないことが、財産管理を怠る事実に該当するか否かについては、前述したとおり、1年の請求期間の制限が適用され、住民監査請求の対象とはなり得ないものである。

ウ なお、請求人は、第三者に立会い、確認させるなどの方法により、境界標の位置の是正を求めている。これは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第31条の4第1項の「協議を求めた隣接地の所有者が立ち会わないと協議することができないときは、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会いを求めて、境界を定めるための調査を行うものとする。」や同条第3項の「当該境界の存する地域を管轄する財務局に置かれた地方審議会に諮問し」という規定を想定しているものと考えられるが、同法は国有財産を対象としたものであり、市有財産には適用されない。また、本件においては、本件査定が錯誤により無効とならない限り、境界確定手続を実施すべき状況にない。したがって、本市において、請求人の主張するような是正措置をとるべきであるとは認められない。

エ 前述したとおり、1年の期間徒過により監査対象とすることはできないが、今後、本市において、本件査定が錯誤により無効であることを前提に是正措置を行うことが、妨げられるものではない。

この点、陳述時の関係職員による対応経過及び今後の方針に関する説明によれば、本市においては、本件査定が誤りであったという認識のもとに、平成9年以降現在に至るまで、市建設局が、本件現所有者側と本件境界標の位置を是正するための交渉を行っている。市建設局の説明によれば、平成10年1月、13年8月、15年6月、15年7月(2回)、平成18年9月、11月、平成19年1月及び同年8月に行われている。その他、16年3月、

17年8月及び19年7月に、文書による依頼や通知が行われている。

市建設局の上記の取組にもかかわらず、いまだ、本件現所有者は本件境界標の是正に応じないものであるが、境界に関する問題はできる限り話し合いで解決することが望ましいこと、訴訟において本件査定について錯誤無効が認められるかは不確定であることにかんがみれば、話し合いによる解決を目指して交渉を継続している本市の対応は、不当とまではいえない。

もっとも、「法面」は本件市道を維持管理するために必要な部分であること、「法面」に仮設防護柵を設置している現状が継続することは適切とはいえないこと、交渉開始から長期間経過しているにもかかわらず何ら解決の兆しがないこと、仮に本件査定について錯誤無効が認められたとしても本件階段部分と駐車場出入口の鋼板部分は時効取得のおそれがあること、本件市道の一部を不法に占有している駐車場出入口の鋼板の端部分は早急に是正すべきであることにかんがみると、今後、訴訟提起して錯誤無効の主張をすることも、検討すべきであろう。

①本件前所有者は、分譲時の分筆図や契約書を所持していたはずであり、分譲時には「法下」の境界標を確認していると考えられること、②本件前所有者は、フェンス、門柱及び門扉を「法下」の境界線に沿って設置していること、③本件前所有者が「法面」の管理ないし修理を行っていたとは思われないこと、④本件私有地の登記簿上の面積は、分譲時の分筆図及び契約書に記載の面積と一致していることからすれば、本件前所有者は、本件査定当時、本来の境界（筆界）は「法下」であることを知り、あるいはこれを知り得たものと考えられる。このような事情にかんがみると、本市が本件査定について錯誤無効の主張を行うことは、信義則上も問題はない。

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと判断せざるを得ない。

よって、本件措置請求については、合議により棄却する。

（付言）

なお、市建設局職員は、境界を「法下」に改めるよう本件現所有者と交渉を行ってきており、交渉開始以来、長期間が経過している。仮設防護柵設置にとどまっている現地の状況を踏まえると、解決の兆しがないまま今後も時間が経過していくことは、監査委員としても懸念するところである。今後の交渉状況によっては、より確実な道路の安全確保の方策や訴訟による解決策も検討されたい。

土地調書

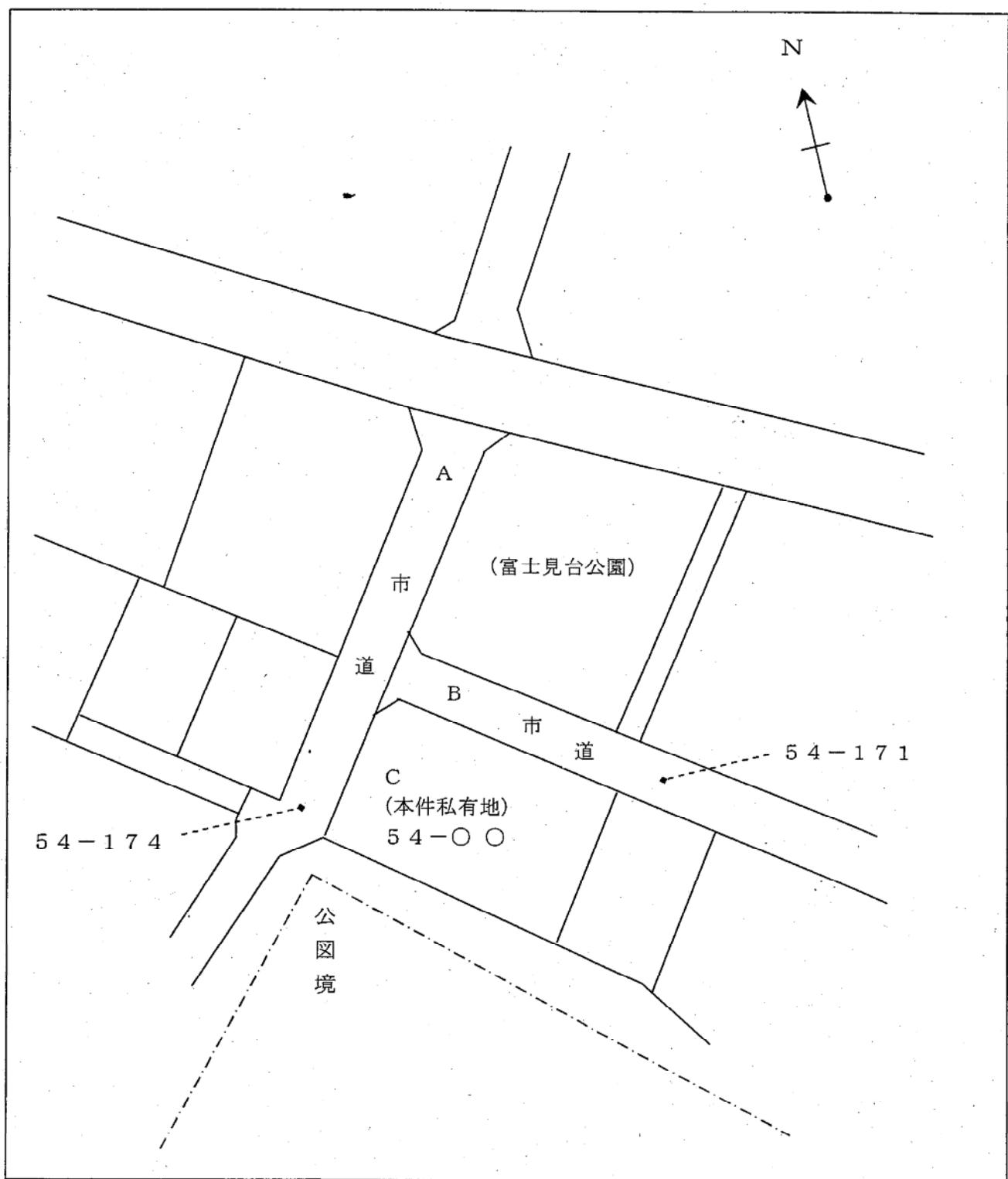
平成19年8月2日現在

記号	現況				備考
	地番	地目	地積	所有者	
A	54-174	公衆用道路	310 m ²	川崎市	昭和29年12月10日 売買により川崎市が取得 昭和31年8月27日 54-2から分筆 地目：宅地 地積：94.24坪 昭和41年3月30日 原因：年月日不詳 地目変更
	本件市道（市道子母口富士見台13号線敷地）				
B	54-171	公衆用道路	429 m ²	川崎市	昭和29年12月10日 売買により川崎市が取得 昭和31年8月27日 54-2から分筆 地目：宅地 地積：130.70坪 昭和41年3月30日 原因：年月日不詳 地目変更
	本件市道（市道子母口富士見台15号線敷地）				
C	54-〇〇	宅地	244.49 m ²	本件現所有者	昭和31年8月27日 54-2から分筆 地目：宅地 地積：73.96坪 所有者：川崎市 昭和31年9月11日 所有権移転 原因：昭和31年2月20日売買 所有者：本件前所有者 平成12年6月9日 所有権移転 原因：平成7年12月27日相続 所有者：本件現所有者 (建物) 昭和31年11月8日 所有権保存 種類：居宅 構造：木造瓦葺平屋建 床面積：67.00 m ² 所有者：本件前所有者
	本件私有地				

※ 法務局の登記事項証明書、旧土地台帳の写し、閉鎖登記簿謄本等から作成

※ 位置関係については概略図参照のこと

(公図を基に作成した概略図)



※ この図は、本件措置請求に係る土地の位置及び形状についての概略を示すものであり、実際の公図（法務局所管の地図に準ずる図面）とは必ずしも一致していない。

[参考資料]

川崎市職員措置請求書

※ 請求書については、個人の住所等の省略又は匿名記載、一部地番の記号化、注釈及び下線の消去を行っているほかは、原文のまま記載した。

監査委員による監査を求める

1、請求の要旨

(1) だれが、いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか

本書面（一）参照

(2) その行為はどのような理由で違法又は不当か

本書面（二）参照

(3) その結果、市にどのような損害が生じているか

本書面（三）参照

(4) どのような措置を求めるのか

本書面（四）参照

(5) 添付書面

①現地（位置）案内図、②写真（正規境界標位置写真等）1通、③道路の図面（求積面積図）1通、④公図（法務局）旧保存分・新規分各1通、⑤土地登記簿謄本（法務局）新規、旧各1通 ⑥内容証明郵便物（川崎市長宛提出分、同受信分各1通）、⑦高津建設センター提出書面1通 ⑧新聞記事（2006.7.8付け、国有地を市、買収へ、遺跡結ぶ散策路も計画）1通

2 請求者

住所、職業、氏名 （略）

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成19年7月20日

川崎市監査委員様

川崎市職員措置請求書

監査委員による監査を求める

1、請求の要旨

(一) だれが、いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか

1、川崎市の市道と私有地との法令違反による境界線および境界標埋込工事施工を是正・改修工事施工履行の要請。

- 2、標記の川崎市（川崎市建設局土木管理部管理課および高津区役所建設センター（旧高津区土木事務所）、以下「市建設局」という）による市道と私有地の（川崎市建設局で製作した道路台帳平面図に基づいて高津区役所建設センターが行った職務行為）法令違反による境界標埋込工事施工は、平成4年2月ごろ。
- 3、本件では、既に平成15年4月18日付、川崎市長宛、上記に関する書簡（内容証明郵便）を差出している。平成13年4月ごろから市建設局と逐年協議、法令に違反している境界線の境界標埋込是正・改修工事施工の要請におよぶも、手を拱（こまぬ）いて遅々としている。

(二) その行為はどのような理由で違法又は不当か

- 1、標記に関する当町内会の趣旨・目的、

本件は、川崎市高津区子母口富士見台古墳 南側面市道、「子母口富士見台第13号線および第15号線の市道」と、これに隣接する「川崎市高津区子母口54番地〇〇」所在の私有地（現在無蓋駐車場）との境界（筆界）について、

- 2、市建設局の土地境界調査・測量、公図の未確認・ルールに反する道路台帳平面図の作成。本件は市建設局へ口頭・書面で現場のルールに反する境界標埋込の撤去・改修・是正工事施工の要請後、5カ年余りを徒過している。

- 3、平成15年9月26日付(15川高管第500号)川崎市長名発かん書面の回答内容に、「その後、平成9年12月に個人申請により境界復元を行った際に、近隣の方から「住宅団地分譲図の位置と境界が異なる」とのご指摘があり、昭和31年の分譲図面が見出されたので、道路台帳平面図と分譲図をもとに境界標の位置を確認のため掘り返したところ、法下(のりした)に分譲当時の境界杭が埋設されているのが判明しました」とあり…

これは、川崎市の市道と私有地の境界標が法務省（法務局）へ備付の道路や近隣私有地の公図や、土地の取引時、所有権移転変更原因がいかなる事由であるかをとはず、所有権移転の保存登記申請書面として土地求積面積図面は必須の添付書面であるので、公法上正当な法下(のりした)の位置に境界標が存在することが法的に担保されていることを証明するものとして確認されている。

- 4、法務省（登記所）には、まず、X様にかかる土地登記簿謄本台帳とともに公図が保管され、誰にでも閲覧可能。この土地登記簿謄本の副本の添付書面は、本件、住宅団地分譲当時から準備されており、川崎市へもその副本が回送され租税（不動産取得税・固定資産税・都市計画税）行政の執務担当場所で管理されている。その土地の所有権移転保存登記の副本へ添付の公法上の関係図面等を確認しないで川崎市「建設局」にしろ、「高津区役所建設センター」にしてもご都合主義的に道路（市道）図面を改ざんしていることは杜撰で本件の私権者へ境界線縄ノビ面積の騙取を宥恕・助

長的である。

5、川崎市役所職域の先輩「故 X A (平成 18 年 1 月ころ逝去)」様(当時、本件私有地の代理人(管理人)に、現在、本件土地所有者 X B 様(相続人)、故 X C 様(被相続人)たち(以下「私権者」という)は、本件の市道と私有地の境界線が法下(のりした)であることを町内会の O B たちから過去に何度も指摘をうけ、また自らも認識・承知していたはず。

であるので、本件で市建設局が主張する市道と私有地の「承諾書」(市建設局の承諾書のタイトルは「境界線承諾書」と解する)和解(合意)の書面にご押印受領の取り決めは私権者の市建設局に対する欺もうである。

そして、川崎市役所職域の先輩へ川崎市の市道と私有地との境界標の位置を縄ノビ状に占有侵奪させ使用・収益上の有利をはかり不正使用を宥恕することは単なるルール違反云々ではすまぬ倫理・人道に反して許され難いものである。

6、平成 19 年 5 月、同 6 月に市建設局管理部(川崎市高津区建設センターの方達を含む)の方達と本件で市建設局において協議に接したときには、川崎市建設局と私権者との和解(合意)があるから…と再三の主張は金科玉条的で他に打つ手がないような非合法的弁明で終始している。

而して、市建設局のいわばルール違反や回答書面での言い分で「関係地権者の承諾を得ての」弁明は市道と私権者 X 様(本件土地の所有者は現在「X B」様、境界標埋込当時は「X C」様)の境界標工事施工現場を立会確認した地域住民は不存在。にもかかわらず、当町内会会长による平成 19 年 6 月 21 日付、公文書開示請求書の内容のうち、①の「境界立会承諾書」等の書面にかかわらしめて市建設局で公文書開示の平成 4 年 1 月 21 日付記録「土地境界査定復元について」や、また平成 4 年 2 月 4 日付記録「承諾書」の内容は事実無根の捏(捏)ち上げで全くでたらめである。このように地域住民までおも私権者ノリで欺くような回答、および私権者の欺モウによる境界標埋込位置の「承諾書」和解行為は無効処分の要。

すなわち、市建設局と私権者の代理人による境界標埋込位置の和解(合意)行為は代理人(私権者を含む)に欺もう行為の要素が多大に影響している。

そして、情報開示請求書への開示拒否通知書面の「委任状」の文書不存在表示の氏名 X D 氏は不存在な者で、なにごとなりや。虚偽表示、不自然。

7、本件に関する諸問題を再度指摘します(一部分「平成 16 年 2 月 16 日付、川崎市長宛」書面から)

(1) 境界(筆界)の位置は、市建設局が普段の注意義務を怠ったことと相当因果関係にある法令違反である。

この境界(筆界)標埋込を是正・復元して当初本件土地が法務局(登記所)へ土

地所有権保存登記がされているとおりの土地求積面積のとおりとすること。

- (2) 市建設局が法所定の手続きを経ないで取り決めている、本件土地が市道へ繩ノビした求積面積は、あきらかに違法であるので、これを阻止し本来あるべき位置に戻すよう、その策を講じて早急に是正されなければならない。と同時に本件は、本件私権者の市道への不法占拠である。これに伴う境界(筆界)への境界標埋込位置は違法であるので、これを放置・傍観すれば市建設局も加功・助長していることにならないだろうか。?
- (3) 本件のような境界工事施工は公共の福祉に資するものではなく、地域住民の人権や生活部面に対する法令上適用の合法性を逸脱しており法の下の平等・公平の精神に反する。

殊に、土地境界(筆界)は公法上のものであって、行政主体が管理する道路は法律上も国民経済上もきわめて大きな意味をもっており、一般公衆の通行の用に供される公共性に鑑み、本件市道と私権者(地権者)は特別な社会的接触の関係に入った当事者間として信義則上、境界(筆界)標位置の移動・変更は当事者間の通牒・合意のみで境界標位置の非合法な変更をすることができない性質のものである。

- (4) 民主主義の理念やわが国憲法の理想を守り、国民が共有する財産や普遍的な問題に対する理解を深め21世紀へ生きるものたちへ、この世界を住みやすくするためにも家族に対する愛はもとより、地域・祖国・人類への愛が情緒ゆたかに育つように、この大地をきちんと安心して子供や・若い世代をつうじて後世へ手渡せるようにしてやるべきである。

このことは、公益の一環として他方において市民(国民)の人権をサポートする要素のひとつとして、それは後世へ後悔の念を残さないようにすることでもあるものと思慮します。

(三) その結果、市にどのような損害が生じているか

- 1、この問題に対して、市建設局の人的・動態的関与の量も相当なものであり多大な経済的負担を余儀なくしているばかりか、川崎市の行政上の職務行為としてズサンさによる信用の失墜に影響を及ぼし不名誉なことです。一日も早く合理的・合法的な作為義務を履行されるべきである。
- 2、過去に、本件道路が私有地に侵食されていることが原因で車両の事故が発生、ガソリンが漏れて消防車の緊急出動、また子供たちが遊んでいて転倒し怪我したとき救急車の出動の例がある。このような状況にあって、地域住民の治安はもとより学生の社会科授業で見学、歴史の探訪や社会的見学(参観)の場所でもある当子母口富士見台古墳公園や付近の道路の整備は非常に大切である。

(四) どのような措置を求めるのか

1、今後の早急な法令違反の境界標埋込撤去・改修・是正および同所側溝の安全防護柵・土留仮工事後の本工事施工の履行くだされなく要請する。

(1) 作為義務履行処理・案件

子母口富士見台古墳 公園南側面通り「市道路肩・側溝安全防護柵仮工事」等仮終了後の道路の治安、安全対策と景観・環境保全等。

ただし、境界線は公法上の法下(のりした)・市道上のルールに反する境界標埋込部分は早急に撤去の要。

① 土地の所有者

氏 名 X B

(平成7年12月27日相続(旧所有者X C))

住 所 (略)

② 本件物件の表示

土地の所在地 高津区子母口富士見台54番〇〇

(土地登記簿謄本から)

③ 土地の種目 宅地

④ 土地の面積 総面積 244.49m²(74.088坪)

(2) 相手(私権者)の概要

現在の、私権者「X B」様は、年齢層も高齢の方かと推定されます。

昨今、世代が代わりますと私権者の使用・収益目的が変更になる可能性も思料されます。

相続・贈与・交換・売却・あるいは土地信託等、私権者または管理権者が変更になった場合、処理が複雑になることが予想されます。

よって、上記の早急な処理が必要。

2、子母口富士見台古墳(川崎市の指定重要史跡)公園南側面L字(エルジ)形状における市道と隣接私有地(子母口54番地〇〇、土地の所有者「X B」)との境界線は法令違反である。その市道付近路肩・側溝安全防護柵仮設工事を過日(平成17年1月)終了。その後の現状に対する道路の治安、安全環境保全・景観および道路(市道)の路肩地盤軟弱によるパイプサポーで仮設工事のままでは不安全で極めて危険・狭隘等本工事施工の履行を要請。

3、境界(筆界)の位置は、市建設局が普段の注意義務を怠った事と相当因果関係にある法令違反であるが、本件の和解(合意)は私権者の欺もう行為をはじめ市建設局と私権者の錯誤・虚偽・信義誠実・公序良俗違反等が充満、多大に影響を及ぼしているので法令(地方自治法第2条第2項(法律又はこれに基づく政令により地方公共団体

に属するものとして、「地方的道の設置管理、公共下水道の設置管理の事務等」・同法第11項・同法第12項・同法第16項(法律に違反事務)同法第17項(規定違反行為無効)同法第14条(条例)および同法第15条(規則)等)の規定を検討・援用するなどして早急に処理してもらいたい。

4、私権者へ書面を何回か差出して一定の期限を設けて私権者が境界標の法下(のりした)への是正・改修工事施工へ立会ないときは第三者(例えば国・県・他市・その他の専門委員会)へ本件の現場へ立会いの確認を疎明するなどの方法で境界標是正・改修工事施工の作為義務を履行する方法。

5、本件は、5カ年余りを経過しても市建設局の法令違反・私権者の欺モウによる取り決め現場を不作為の状態できちんと処理ができない。

(1) 境界確定訴訟における和解の位置付け (裁判事例)

「関係土地所有者間で境界確認を実施し、不明である境界につき、和解(合意)によって境界を確認したとしても、判例上では「土地の経界は、公法上のものであり、関係当事者の和解により係争土地の経界を定めることは許されない」のであり、「隣接土地所有者間に境界について合意が成立したことのみによって、右合意のとおり境界を確定することは許されない。(最高裁判例・昭和42・12・26判時507・29)」

(2) 本判決は、第一審(簡易裁判所)、控訴審(地方裁判所)を経由して、繫属した事件であるが「和解(合意)境界」について過去の判例の基本的見解は変更していないものの、和解合意自体を証拠資料として判断しているところに判決の特徴がある。

(3) 子母口富士見台古墳(川崎市の指定重要史跡)。環境は公益か、私益ともなりうるか。「国立景観訴訟の最高裁判決(最高裁判決平成18・3・30民衆60巻3号948頁)」を民法第709条の法律上保護される利益にあたるとしたのであり、損害賠償請求について、環境(を享受する利益)が私益となる場合もあることを認めたものである。

「近隣住民(周辺住民)の利益が「公益一般」に過ぎないのか、それとも「個人の利益」なのか、ということについては、ここでいう「公益一般」とは、個々の利益集合体ないし総合体としての「集団的利益」なのであるから、そこの「個人的利益」が内含されていることは、むしろ当然のことであってとしている。

(4) 法令違反の状態が相当期間継続しているにもかかわらず、市建設局は本件住宅団地分譲後より管理・監督者の立場にあり市民(国民)に対して平等・公正・公平に職務を遂行し私権者に対して、いわゆる「公道(市道)侵奪における不法領得」を阻止し、是正措置を講じるなど復元・改修工事の作為義務を負担しなけれ

ばならなかつた筈であるにもかかわらず、現在までも、かかる作為義務は不履行状態である。

6、趣旨目的

- (1) 子母口富士見台古墳公園 南側面等の景観と狭隘な道路・環境保全に関すること。
- (2) 市道と私有地の境界標埋込位置修正(違法標石は撤去)工事。
- (3) 平成18年7月8日付、新聞の(「国有地を市・買収へ」遺跡結ぶ散策路も計画)見出しにもありますように、…子母口富士見台古墳…は川崎市の重要史跡のひとつと代をたどることに計画中。これは地域住民・市・県にとりまして歴史的発展のPRとして一定の評価を得ることができます。

7、治安維持、安全・衛生対策・景観・情緒散策

近隣に住宅も増えて、この公園は自然公園(子母口富士見台古墳公園)として保存されているが、一方では子供たちの遊び場所とかしている。子供たちの昆虫採取や泥んこ遊び、周辺の環境や道路の状況を安全・衛生にして子供たちによりよき感性・情操を養うにことに足りる良好な自然環境へと、とわに保有することができるよう努力すべきであろう。春の針葉樹に数々の花が咲き、蝶々が舞い、夏にはトンボが飛び蝉が鳴く渡り鳥もやってくる。そのような子母口富士見台古墳公園。

また、川崎市を「音楽の街川崎」の標榜も大いに結構です。他方でそれをサポートいたすべく自然環境や都市景観あるいは文化遺産の尊重、これらを公益であるとする都市計画の概念で、優れた都市景観が教育的役割を果たすと説く他国では幼年期に見た美観が30年ほど経過しても残っている場合が多い美しい環境で育つことで市民(国民)も美の真価が理解できる要素に掲げている。

現任の後の道路の状況では非常に危険である。昼夜をとばず車の往来も増えており、また、少子高齢化にはいって杖を必要とする高年齢者も増加している。

景観・情緒ゆたかな町(街)、時代をになう子供たちがすくすく育つまち、人びとが安心して生活できるまち創造(づくり)のためにもご指導・ご支援ください・